（前のページより続き）
○妙高戸隠連山国立公園の乗入れ規制区域を指定する件（同四四）　六五
○妙高戸隠連山国立公園の特別保護地区を指定する件（同四五）　六五
○妙高戸隠連山国立公園の集団施設地区を指定する件（同四六）　六五
○国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件（同四七）　六五
○妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（同四八）　六五
○道路に関する件
（東北地方整備局五九～六一）　六六
○自動車専用道路に関する件
（関東地方整備局一四九、一五〇）　六六
○道路に関する件（同一五一～一五八）　六六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（同一五九）　六六
○都市計画に関する件
（同一六〇～一六四）　六六
○道路に関する件
（北陸地方整備局六八～七一）　六六
○道路に関する件
（中部地方整備局五一、五二）　六七
○道路に関する件
（近畿地方整備局六二、六四、六五）　六七
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務を廃止する件（同六三）　六七
○道路に関する件
（中国地方整備局五〇～五三）　六七
○道路に関する件
（四国地方整備局三八、三九）　六七
○道路に関する件
（九州地方整備局六一、六二、六四、六五）　六七
○浄化槽の型式を認定した件（同六三）　六七
○自動車専用道路に関する件（同六六）　六八
○道路に関する件
（北海道開発局五四～五九）　六八
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局五、六）　六八

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六九
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七〇

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　七一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社工事一部完了・工事完了、首都高速道路株式会社都市計画事業・工事一部完了・料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事完了・工事一部完了、西日本高速道路株式会社工事完了、阪神高速道路株式会社工事完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　七二
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、公示送達関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）附則第三条の規定による報酬を支給される裁判官に関する第一条第三項及び第四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「報酬月額」とあるのは、「報酬月額と裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）附則第三条の規定による報酬の額との合計額」とする。

（裁判官の地域手当に関する規則の一部改正）

第二条　裁判官の地域手当に関する規則（昭和四十二年最高裁判所規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七　七級地　百分の三

（裁判官特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第三条　裁判官特別勤務手当に関する規則（平成三年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「による裁判所の休日」の下に「（次項において「休日」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合のほか、同項の判事補及び簡易裁判所判事（報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十五号までの報酬月額の報酬を受ける者に限る。）が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間の時間に勤務した場合は、当該裁判官には、裁判官特別勤務手当を支給する。

第二条を次のように改める。

（裁判官特別勤務手当の額等）

第二条　裁判官特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一項に規定する場合　別表第一の上欄に掲げる裁判官の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、同表の下欄に定める額（当該勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務をした裁判官にあっては、同表の下欄に定める額に百分の百五十を乗じて得た額）

二　前条第二項に規定する場合　別表第二の上欄に掲げる裁判官の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、同表の下欄に定める額

2　前条第一項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第二項の規定による勤務をした裁判官には、その引き続く勤務に係る同項の裁判官特別勤務手当を支給しない。